

商品概要説明書

— 外国為替先物予約付外貨定期預金 スワップ付外貨定期預金 —

2021年2月15日現在

項目	内容
1. 商品名	外国為替先物予約付外貨定期預金 <通称：スワップ付外貨定期預金>
2. 商品概要	本商品は、お申込みの際にお預入時およびご解約時の先物為替予約を締結することにより、円利回りを確定させ為替相場の変動リスクを回避する商品です。
3. 販売対象	法人および個人のお客さま
4. 形式	証書式のみです。 なお、払戻請求書および証書の呈示がなくとも満期日に自動的に解約させていただくこととなるため、満期日以降、証書は無効となります。
5. 取扱通貨	米ドルのみ
6. お預入期間	期日指定方式です。自動継続のお取扱いはいたしません。
7. お預入金額	円貨額で1千万円以上
8. お預入金額単位	1 補助通貨単位
9. お申込日（約定日）	お預入日の2営業日前にお申込みください。
10. お預入日（預金作成日）	お申込日の翌々営業日となります。
11. 満期日のお取扱い	満期日には自動解約となり、元金をお申込日に締結した先物為替予約による相場（TTBレート）により円貨に換算しお支払いいたします。
12. 適用利率	市場金利に応じた当行所定の金利を適用します。 詳細については窓口にお問い合わせください。
13. 利払方法	満期日に一括してお支払いいたします。
14. 利息計算方法	1年を365日として日割計算いたします。 付利単位は1通貨単位です。
15. 為替予約	お申込時にお預入時およびご解約時の外国為替先物予約が締結されます。 本商品の外国為替先物予約は、お申込みの外貨定期預金作成およびご解約にのみ使用可能であり、他の目的に使用することはできません。

項 目	内 容
16. 適用相場および為替手数料	<p>外国為替先物予約付外貨定期預金では、お申込日にお預入日および解約日の先物為替相場を締結し、お預入相場および解約相場を確定させます。 (先物為替相場は直物為替相場および直先スプレッド(一般に2国間の金利水準の差)等により決定されます) 適用相場は為替手数料が織り込まれた相場(TTSレート・TTBレート)になります。</p> <p>TTSレート : 円貨から外貨に替える時のレート(お預入時) TTBレート : 外貨から円貨に替える時のレート(お引出時)</p> <p>為替手数料は、1米ドルあたり片道1円・往復2円がかかります。</p>
17. その他手数料	<p>特にかかりません。</p>
18. お申込撤回および期日前解約	<p>原則として、お取り扱いできません。 当行がやむを得ないと認めた場合は、当該通貨の解約日の外貨普通預金利率を適用します。同時に、外国為替先物予約も取消となり解約元利金の円貨換算は先物予約相場によらず解約日の当行所定の相場となるため、当初お預け入れした円貨に対し元本割れの可能性があります。 また、外国為替先物予約の取消によりコストがかかる場合があります、その場合、違約金をいただくことがあります。 詳しくは別紙「お申込撤回および期日前解約」をご参照ください。</p>
19. 税金	<p>利子所得は法人のお客さまは総合課税(国税15.315%)、個人のお客さまは源泉分離課税(国税15.315%・地方税5%)として課税されます。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間にお受取になる利息には、復興特別所得税0.315%が付加されています。 なお、マル優制度のご利用はできません。為替差益については総合課税等の対象となります。 本商品の会計・税務処理・情報開示等について、詳しくはお客さまご自身で税務署や公認会計士・監査法人・税理士その他の専門家にご相談ください。</p>
20. 預金保険	<p>外貨預金は、預金保険の対象とはなりません。</p>
21. 付加することのできる特約	<p>特にございませぬ。</p>
22. 当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体その他	<p>認定投資者保護団体はございません。</p>
23. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>苦情処理及び紛争解決として一般社団法人全国銀行協会をご利用できます。 本商品にかかる問題等が解決しない場合は、下記にご相談・ご照会ください。</p> <p>●一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>

項 目	内 容
24. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金は、「外貨定期預金規定」および「外国為替先物予約付外貨定期預金申込確認書」によりお取り扱いいたします。 ・実際の相場が予想以上に好転した場合でも、予め締結した先物為替予約による相場を使用しなければなりません。 ・円貨からのお預入れ・円貨によるお支払いになります。外貨（外貨預金・外貨現金）によるお取引はできません。 ・「コスモス外為WEB」、「ATM取引」、「ちば興銀ダイレクト」ではお取り扱いできません。 ・本商品はクーリングオフの対象外です。

千葉興業銀行

お申込撤回および期日前解約

お申込みの撤回および期日前の解約は原則できません。

万が一当行がやむを得ないものとして認め、お申込みの撤回または期日前解約に応じる場合には、当行所定の計算方式および割引率を使用して算出した損害金（注1）を直ちにお支払いいただきます。期日前解約を行う場合、お預入日から期日前解約日までの適用金利は解約日における預金通貨と同じ通貨の普通預金金利となります。同時に、外国為替先物予約も取消となり解約元利金の円貨換算は先物予約相場によらず解約日の当行所定の相場となります。損害金および解約相場等の要因により当初お預入れした円貨に対し元本割れの可能性があります（注2、注3）。

（注1）損害金算出の考え方

お客さまと先物為替予約を締結する時点で、銀行は市場においてカバー取引（反対取引）を行いリスクを回避しています。お申込みの撤回または期日前解約により、予定していたお客さまとの為替取引が消滅した場合においても、銀行は市場にて予め締結したカバー取引を履行しなければならず、そのカバー取引の反対取引をお申込みの撤回または期日前解約申し出時点の市場実勢相場にて行う必要が発生します。その際に市場実勢相場が為替予約相場に比べ変動している場合には損失が発生する可能性があります。この損失が損害金となります。このように損害金の算出には期日前解約（またはお申込みの撤回）時点での市場実勢相場を使用するため、お申込時点で損害金をお示しすることはできません。

（注2）期日前解約による損害金について

期日前解約を行った場合には、預金作成日から期日前解約日の前日までの日数、および預金通貨と同じ通貨の普通預金利率によって経過利息を計算し、この預金の元本とともにお支払いいたします。ただし、期日前解約による損害金が発生した場合には、払戻元利金から損害金を差し引いた金額をお支払いいたします。このため損害金の金額が経過利息を上回る場合には、損害金差引き後の払戻金額が当初お預入れの元本金額を下回る可能性があります。

【例】 元本 100,000 米ドル
 経過利息 1,000 米ドル（*1）
 損害金 20,000 米ドル（*2）
 （損害金＝実勢相場によるカバー反対取引にて発生する損失）

①払戻元利金	②損害金支払	①－②
経過利息(1,000米ドル)	期日前解約の損害金 (▲20,000米ドル) (*2)	損害金差引後 ▲19,000米ドル
元本 (100,000米ドル)		残額 (81,000米ドル)

(*1) 税金等は考慮していません。

(*2) 金額はあくまで例示であり、実際の損害金の上限を示すものではありません。

金額は期日前解約（またはお申込みの撤回）時点の市場環境により異なります。

(注3) 解約相場について

期日前解約を行う場合は、当初締結した満期日解約相場の先物予約も取消となり、解約元利金の円貨換算は先物予約相場によらず解約日の当行所定の相場となります。解約日の実勢相場がお預入時相場に比べ円高（例えば1ドル110円が1ドル105円になること）になっているような場合は当初お預け入れした円貨に対し元本割れの可能性があります。

千葉興業銀行